

第1039回教育委員会

平成29年3月27日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午前10時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 平成28年度本県児童生徒の体力・運動能力調査結果について
(スポーツ保健課)

5 議 題

- 議第1号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第2号 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)
- 議第3号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)
- 議第4号 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)
- 議第5号 山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第6号 教職員の人事について (総務課教職員室)

6 閉 会

平成28年度本県児童生徒の体力・運動能力調査結果について（概要）

1. 調査の目的

- (1) 県内小学校・中学校及び高等学校児童生徒の体力・運動能力の実態を明らかにし、これを基礎資料にして今後の体育指導、体力づくりの指針とする。
- (2) 各学校が自校の児童生徒の体力・運動能力の実態を的確に把握し、実態を踏まえた体育・健康に関する指導の改善に役立てる。

2. 調査対象：県内全児童生徒

- 学校が「山形県体力・運動能力調査システム」に入力したデータから、県内全児童生徒数の概ね20%を抽出し集計した。
 <小学校11,481人、中学校6,288人、高等学校4,257人、合計22,026人(20.85%)>

3. 調査結果のまとめ

- (1) 全体の調査項目数(204：小96中54高54)の内、全国平均以上の項目数合計が140項目(68.6%)で、前年度を上回った。【表Ⅰ】
- (2) 校種別では、小学校と高等学校で全国平均を上回る項目が多かった。【表Ⅰ】
- (3) 項目別では、「50m走」が、ほとんどの学年で全国平均を下回った。(別紙Ⅰ，Ⅱ)
 「20mシャトルラン」が、ほとんどの学年で全国平均を上回った。
 「ボール投げ」が、小学校の男女で全国平均を上回った。
- (4) 新体力テスト移行後(平成11年)の推移を見ると、「上体起こし」、「反復横とび」、「20mシャトルラン」は、向上傾向が見られた。(小学校P18 P19、中学校P24 P25、高等学校P30 P31)

【表Ⅰ】全国との比較(全体の項目数合計204項目)

校種	全国平均以上の項目数と割合		
	平成28年度	前年度比	平成27年度
小学校(96)	69 (71.9%)	-1 (-1.0ポイント)	70 (72.9%)
中学校(54)	26 (48.1%)	+7 (+12.9ポイント)	19 (35.2%)
高等学校(54)	45 (83.3%)	+7 (+12.9ポイント)	38 (70.4%)
合計(204)	140 (68.6%)	+13 (+6.3ポイント)	127 (62.3%)

4. 今後の取組み

- (1) 次代を担う子供の元気アップ推進事業
 - ①子どもの体力向上支援委員会(コンソーシアム)による体力向上の取組みの推進
 - ◆小・中・高等学校合同の「体力向上対策会議」を実施する
 - ②やまがたっ子走力アップ推進事業の実施(新規)
 - ③武道等指導充実・資質向上支援事業の実施
 - ④運動部活動外部指導者育成事業の実施(新規)
- (2) 体育授業の充実と学校課題に応じた効果的な「1学校1取組み」の推進
- (3) 山形県体力・運動能力調査システムの活用
- (4) 実技指導者講習会の実施
- (5) 子どもの健康づくり連携事業(学校保健)との連携

(2) 県平均値と全国平均値との項目別比較一覧(有意差検定結果)

○5%有意水準で国平均を上回る *5%有意水準で国平均と差がない ●5%有意水準で国平均を下回る

		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	持久走	50m走	立ち幅とび	ボール投げ	○の数	*の数	●の数	合計点		
男	小学校	6	*	○	●	*	○	●	*	○	3	3	2	*		
		7	○	○	*	*	○	*	○	○	5	3	0	○		
		8	○	○	●	*	*	●	*	*	○	3	3	2	*	
		9	*	*	●	*	○	●	*	*	*	1	5	2	*	
		10	*	●	●	●	*	●	●	●	*	0	3	5	●	
		11	●	*	●	*	*	●	●	●	○	1	3	4	●	
	中学校	12	*	●	●	●	*	●	●	*	*	0	4	5	●	
		13	*	●	*	●	●	●	●	○	*	1	3	5	*	
		14	●	*	*	●	*	○	●	●	●	1	3	5	●	
	高校	15	*	○	*	○	○	*	●	*	*	3	5	1	*	
		16	*	○	*	○	○	*	●	○	*	4	4	1	*	
		17	●	○	*	*	○	*	●	*	●	2	4	3	●	
	女	小学校	6	*	*	●	*	○	●	○	○	3	3	2	●	
			7	○	*	●	*	○	*	○	○	4	3	1	*	
			8	○	○	*	○	○	●	*	*	○	5	2	1	○
			9	○	○	●	○	○	●	*	*	○	5	1	2	○
			10	*	●	●	*	*	●	*	*	*	0	5	3	●
11			●	○	●	○	○	●	*	*	○	4	1	3	*	
中学校		12	*	●	●	●	*	*	●	●	●	0	3	6	●	
		13	*	●	*	●	*	○	*	●	*	1	5	3	*	
		14	*	*	*	●	○	○	●	●	●	2	3	4	●	
		15	●	○	*	*	○	*	●	*	●	2	4	3	*	
高校		16	*	○	*	*	○	*	*	*	*	2	7	0	○	
		17	*	○	○	*	○	○	*	*	●	4	4	1	○	
		計	24	24	24	24	24	12	24	24	24	204		24		
○の数		5	12	1	5	15	4	0	5	9	56			5		
*の数		14	6	11	12	8	6	5	13	9		84		10		
●の数		5	6	12	7	1	2	19	6	6			64	9		
計		24	24	24	24	24	12	24	24	24	204		24			

注1) ボール投げは、6~11歳がソフトボール投げ、12~17歳がハンドボール投げである。

注2) 12~17歳における20mシャトルランと持久走は選択である

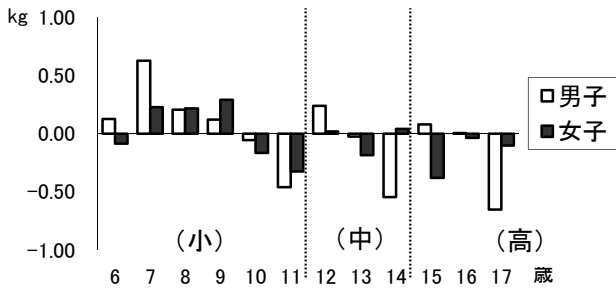
校種別・男女別結果

校種	小学校(6~11歳)			中学校(12~14歳)			高等学校(15~17歳)			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
○の数	13	21	34 35.4%	2	3	5 9.3%	9	8	17 31.5%	24	32	56 27.5%
*の数	20	15	35 36.5%	10	11	21 38.9%	13	15	28 51.9%	43	41	84 41.2%
●の数	15	12	27 28.1%	15	13	28 51.9%	5	4	9 16.7%	35	29	64 31.4%
計	48	48	96 100%	27	27	54 100%	27	27	54 100%	102	102	204 100%

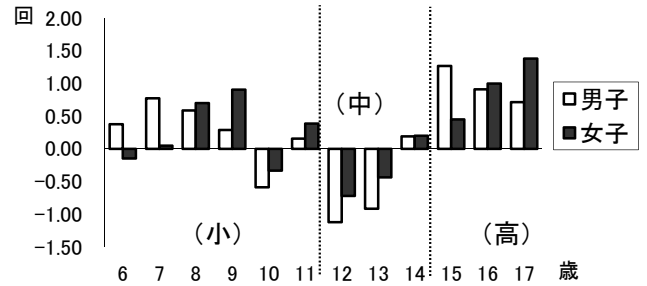
3 全国との比較

(1) 県平均値と全国平均値との差(0.00は全国平均を表す)

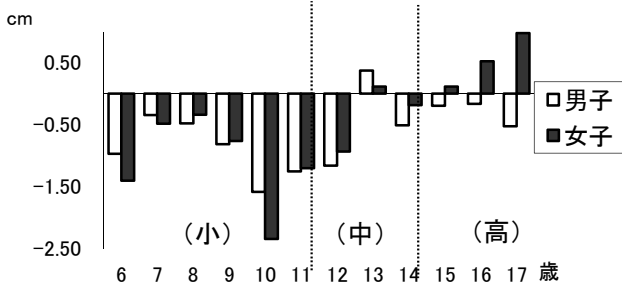
【握力】



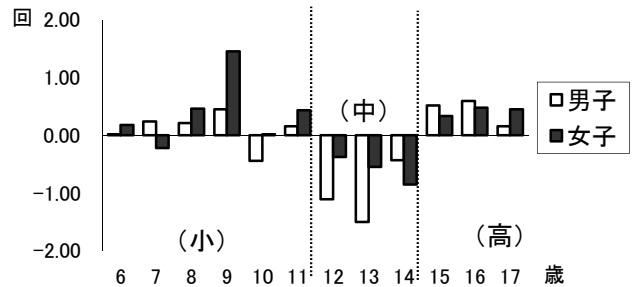
【上体起こし】



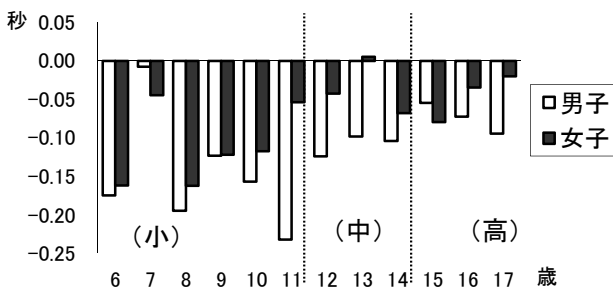
【長座体前屈】



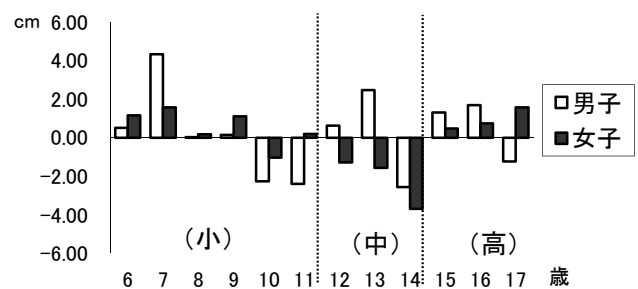
【反復横とび】



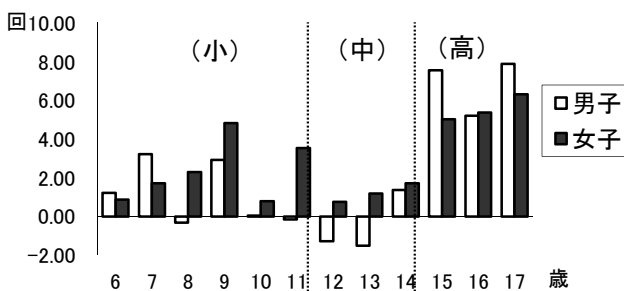
【50m走】



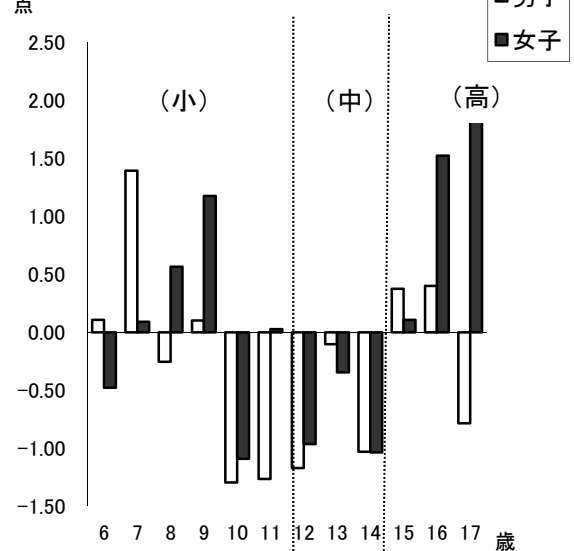
【立ち幅とび】



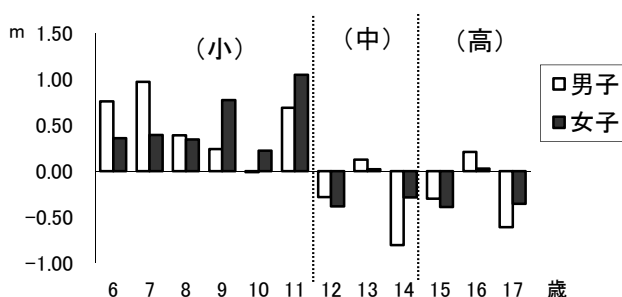
【20mシャトルラン】



【合計点】



【ソフトボール投げ・ハンドボール投げ】



議第 1 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表中

「

総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当
文化財・生涯学習課	経理担当、青少年教育施設担当、企画調整担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当

を

」

「

総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当
教職員課	行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当
文化財・生涯学習課	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当

に

」

改め、同条第 2 項の表中

「

課名	課内室名
総務課	教職員室
文化財・生涯学習課	生涯学習振興室

を

」

「

課名	課内室名
文化財・生涯学習課	生涯学習振興室

に

」

改める。

第5条第1項第5号中「の職制（学校職員に係るものを除く。）」を「(学校職員を除く。次号において同じ。)の職制」に改め、「(義務教育課及び高校教育課で所掌するものを除く。)」を削り、同項中第27号から第35号までを削り、第26号を第27号とし、第7号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 県立学校の事務職員の研修に関する事

第5条第1項第36号中「文化財・生涯学習課」を「教職員課、文化財・生涯学習課」に改め、同号を同項第28号とし、同項中第37号から第39号までを8号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第9条を削る。

第8条第1項第1号及び第2号中「高等学校」を「県立高等学校及び県立中学校」に改め、同項第3号中「高等学校」を「県立高等学校及び県立中学校」に、「こと」を「こと（教職員課で所掌するものを除く。）」に改め、同項第4号中「高等学校」を「県立高等学校及び県立中学校」に改め、同項第5号中「の通学区域」を「及び県立中学校の通学区域」に改め、同項第6号中「県立高等学校入学者の選抜及び」を「県立高等学校及び県立中学校の入学者の選抜並びに」に改め、同条を第9条とする。

第7条第3号中「高校教育課」を「教職員課及び高校教育課」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(教職員課の分掌事務)

第6条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校職員の職制、定数、任用、服務、分限、懲戒及び研修（義務教育課及び高校教育課で所掌するものを除く。）に関する事
- (2) 学校職員の給与、退職手当、公務災害補償その他勤務条件に関する事
- (3) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員の研修に関する事
- (4) 公立学校の設置及び廃止に関する事
- (5) 公立学校の組織編制に関する事
- (6) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関する事
- (7) 学校経営管理の指導に関する事
- (8) 教育職員の免許及び検定に関する事
- (9) 指導が不適切な教員の認定及び研修に関する事
- (10) 山形県教職員健康審査会に関する事
- (11) 学校職員団体に関する事
- (12) 教員の海外派遣に関する事

第11条第1項第15号を削る。

第12条中「第5条から第8条まで及び前3条」を「第5条から前条まで」に改める。

第18条第1項中「課長、課長補佐及び係長」を「、課長及び課長補佐」に改め、同条第3項中「、主査」を「、係長、主査」に、「、文化財調査研究員」を「、文化財振興研究員」に改める。

第19条の表中

「

文化財調査 研究員	上司の命を受けて文化財の調査研究業務に従事する。
--------------	--------------------------

を

」

「

文化財振興 研究員	上司の命を受けて文化財の振興研究業務に従事する。
--------------	--------------------------

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

組織の改編等を行うため提案するものである。

平成 29 年 3 月 27 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育庁総務課

1 改正理由

平成 29 年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

2 改正内容

教職員課の新設、文化財・生涯学習課における体制整備 等

3 施行期日

公布の日から施行する。(平成 29 年 4 月 1 日)

山形県教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改 正 案																																					
<p>第2章 本庁 (課及び係)</p> <p>第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課名</th> <th style="width: 80%;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">総務課</td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当</td> </tr> <tr> <td>経理担当、青少年教育施設担当、企画調整担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課名</th> <th style="width: 80%;">課内室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務課</td> <td style="text-align: center;">教職員室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化財・生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">生涯学習振興室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">義務教育課</td> <td style="text-align: center;">特別支援教育室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校教育課</td> <td style="text-align: center;">高校改革推進室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スポーツ保健課</td> <td style="text-align: center;">競技スポーツ推進室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) —略—</p> <p>(5) 職員の職制(学校職員に係るものを除く。)、定数、任用、服務、分限、懲戒及び研修(義務教育課及び高校教育課で所掌するものを除く。)に関すること</p> <p>(6) 職員の給与、退職手当、公務災害補償その他勤務条件に関すること</p> <p>(7)～(26) —略—</p> <p>(27) 公立学校の設置及び廃止に関すること</p> <p>(28) 公立学校の組織編制に関すること</p> <p>(29) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関すること</p> <p>(30) 学校経営管理の指導に関すること</p> <p>(31) 教育職員の免許及び検定に関すること</p>	課名	係名	総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当	経理担当、青少年教育施設担当、企画調整担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当	—略—	課名	課内室名	総務課	教職員室	文化財・生涯学習課	生涯学習振興室	義務教育課	特別支援教育室	高校教育課	高校改革推進室	スポーツ保健課	競技スポーツ推進室	<p>第2章 本庁 (課及び係)</p> <p>第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課名</th> <th style="width: 80%;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">総務課</td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当</td> </tr> <tr> <td>行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教職員課</td> <td>経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td style="text-align: center;">—略—</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課名</th> <th style="width: 80%;">課内室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">文化財・生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">生涯学習振興室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">義務教育課</td> <td style="text-align: center;">特別支援教育室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校教育課</td> <td style="text-align: center;">高校改革推進室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スポーツ保健課</td> <td style="text-align: center;">競技スポーツ推進室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) —略—</p> <p>(5) 職員(学校職員を除く。以下同じ。)の職制、定数、任用、服務、分限、懲戒及び研修に関すること</p> <p>(6) 職員の給与、退職手当、公務災害補償その他勤務条件に関すること</p> <p>(7) 県立学校の事務職員の研修に関すること</p> <p>(8)～(27) —略—</p> <p>(削る)</p>	課名	係名	総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当	行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当	教職員課	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当	—略—	—略—	課名	課内室名	文化財・生涯学習課	生涯学習振興室	義務教育課	特別支援教育室	高校教育課	高校改革推進室	スポーツ保健課	競技スポーツ推進室
課名	係名																																					
総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当																																					
	経理担当、青少年教育施設担当、企画調整担当、文化財担当、生涯学習・社会教育担当																																					
	—略—																																					
課名	課内室名																																					
総務課	教職員室																																					
文化財・生涯学習課	生涯学習振興室																																					
義務教育課	特別支援教育室																																					
高校教育課	高校改革推進室																																					
スポーツ保健課	競技スポーツ推進室																																					
課名	係名																																					
総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当																																					
	行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当																																					
教職員課	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当																																					
—略—	—略—																																					
課名	課内室名																																					
文化財・生涯学習課	生涯学習振興室																																					
義務教育課	特別支援教育室																																					
高校教育課	高校改革推進室																																					
スポーツ保健課	競技スポーツ推進室																																					

<p>(32) <u>指導が不適切な教員の認定及び研修に関すること</u></p> <p>(33) <u>山形県教職員健康審査会に関すること</u></p> <p>(34) <u>学校職員団体に関すること</u></p> <p>(35) <u>教員の海外派遣に関すること</u></p> <p>(36) <u>文化財・生涯学習課、義務教育課及び高校教育課の庶務に関すること</u></p> <p>(37) <u>法第1条の3に規定する大綱に関すること</u></p> <p>(38) <u>法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること</u></p> <p>(39) <u>他課の所管に属しない事項に関すること</u></p>	<p>(28) <u>教職員課、文化財・生涯学習課、義務教育課及び高校教育課の庶務に関すること</u></p> <p>(29) <u>法第1条の3に規定する大綱に関すること</u></p> <p>(30) <u>法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること</u></p> <p>(31) <u>他課の所管に属しない事項に関すること</u> (削る)</p>
<p>2 <u>総務課の分掌事務のうち、前項第5号及び第6号に掲げる事務（学校職員に係るものに限る。）並びに同項第27号から第35号までに掲げる事務は、教職員室で所掌する。</u></p> <p>(文化財・生涯学習課の分掌事務)</p>	<p>(<u>教職員課の分掌事務</u>)</p> <p>第6条 <u>教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校職員の定数、任用、服務、分限及び懲戒に関すること</u></p> <p>(2) <u>学校職員の給与、退職手当、公務災害補償その他勤務条件に関すること</u></p> <p>(3) <u>市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員の研修に関すること</u></p> <p>(4) <u>公立学校の設置及び廃止に関すること</u></p> <p>(5) <u>公立学校の組織編制に関すること</u></p> <p>(6) <u>技能教育施設の指定及び指定の解除に関すること</u></p> <p>(7) <u>学校経営管理の指導に関すること</u></p> <p>(8) <u>教育職員の免許及び検定に関すること</u></p> <p>(9) <u>指導が不適切な教員の認定及び研修に関すること</u></p> <p>(10) <u>山形県教職員健康審査会に関すること</u></p> <p>(11) <u>学校職員団体に関すること</u></p> <p>(12) <u>教員の海外派遣に関すること</u></p> <p>(文化財・生涯学習課の分掌事務)</p>
<p>第6条 <u>文化財・生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(19) 一略一</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p>	<p>第7条 <u>文化財・生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(19) 一略一</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p>
<p>第7条 <u>義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) <u>教員の研修に関すること（高校教育課で</u></p>	<p>第8条 <u>義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) <u>教員の研修に関すること（教職員課及び</u></p>

<p>所掌するものを除く。)</p> <p>(4)～(8) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(高校教育課の分掌事務)</p>	<p><u>高校教育課</u>で所掌するものを除く。)</p> <p>(4)～(8) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(高校教育課の分掌事務)</p>
<p>第8条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>高等学校</u>の教育課程の編成に関する<u>こと</u></p> <p>(2) <u>高等学校</u>の学習指導、生徒指導及び進路指導に関する<u>こと</u></p> <p>(3) <u>高等学校</u>の教員の研修に関する<u>こと</u></p> <p>(4) <u>高等学校</u>の教科用図書の採択及び給与に関する<u>こと</u></p> <p>(5) <u>県立高等学校</u>の<u>通学区域</u>に関する<u>こと</u></p> <p>(6) <u>県立高等学校</u>入学者の選抜及び<u>高等学校</u>卒業程度認定試験に関する<u>こと</u></p> <p>(7) 産業教育審議会に関する<u>こと</u></p> <p>(8) 県立高等学校整備計画に関する<u>こと</u></p> <p>(9) 山形県教育センター及び山形県視聴覚センターに関する<u>こと</u></p> <p>(10) 高校生の文化活動の支援に関する<u>こと</u></p> <p>(11) 県スポーツ及び芸術奨学金及び<u>県高等学校</u>奨学金に関する<u>こと</u></p> <p>2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号に掲げる事務は、高校改革推進室で所掌する。</p>	<p>第9条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>県立高等学校及び県立中学校</u>の教育課程の編成に関する<u>こと</u></p> <p>(2) <u>県立高等学校及び県立中学校</u>の学習指導、生徒指導及び進路指導に関する<u>こと</u></p> <p>(3) <u>県立高等学校及び県立中学校</u>の教員の研修に関する<u>こと</u> (<u>教職員課で所掌するものを除く。</u>)</p> <p>(4) <u>県立高等学校及び県立中学校</u>の教科用図書の採択及び給与に関する<u>こと</u></p> <p>(5) <u>県立高等学校及び県立中学校</u>の<u>通学区域</u>に関する<u>こと</u></p> <p>(6) <u>県立高等学校及び県立中学校</u>の入学者の選抜並びに<u>高等学校</u>卒業程度認定試験に関する<u>こと</u></p> <p>(7) 産業教育審議会に関する<u>こと</u></p> <p>(8) 県立高等学校整備計画に関する<u>こと</u></p> <p>(9) 山形県教育センター及び山形県視聴覚センターに関する<u>こと</u></p> <p>(10) 高校生の文化活動の支援に関する<u>こと</u></p> <p>(11) 県スポーツ及び芸術奨学金及び<u>県高等学校</u>奨学金に関する<u>こと</u></p> <p>2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号に掲げる事務は、高校改革推進室で所掌する。</p>
<p>第9条 削除</p> <p>(福利課の分掌事務)</p>	<p>(削る)</p> <p>(福利課の分掌事務)</p>
<p>第10条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 一略一</p> <p>(スポーツ保健課の分掌事務)</p>	<p>第10条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 一略一</p> <p>(スポーツ保健課の分掌事務)</p>
<p>第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 一略一</p> <p>(15) <u>蔵王坊平トレーニングセンター</u>に関する<u>こと</u></p>	<p>第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 一略一</p> <p>(削る)</p>
<p>2 一略一</p> <p>(全国高校総体推進課の分掌事務)</p> <p>第11条の2 全国高校総体推進課の分掌事務は、平成29年度全国高等学校総合体育大会に関する<u>こと</u>とする。</p> <p>(各課共通の事務)</p>	<p>2 一略一</p> <p>(全国高校総体推進課の分掌事務)</p> <p>第11条の2 全国高校総体推進課の分掌事務は、平成29年度全国高等学校総合体育大会に関する<u>こと</u>とする。</p> <p>(各課共通の事務)</p>

第12条 各課においては、それぞれ第5条から第8条まで及び前3条に規定するところにより事務を分掌するほか、当該分掌事務に係る次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 一略一
(所管事務の決定)

第13条 所管の明らかでない事務については、教育長がそのつどこれを定める。

第14条～第16条 一略一

第4章 職制
(教育庁に置く職)

第17条 教育庁に教育次長を置く。
(課に置く職)

第18条 本庁の課に課長、課長補佐及び係長を置く。

- 2 本庁の課内室に、室長及び室長補佐を置く。
- 3 前2項に規定する職のほか、本庁の課又は課内室に必要な応じ次の職を置く。

主幹、副主幹、専門員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠する主査、管理主事、指導主事、社会教育主事、主査、主任主査、社会教育主事補、文化財調査研究員、埋蔵文化財調査研究員、学校保健技師、主任主事、主任技師、主事、技師、体育主事、副主任、栄養士、行政技能員
(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
一略一	一略一
文化財調査研究員	上司の命を受けて文化財の調査研究業務に従事する。
一略一	一略一

第20条～第21条 一略一

第12条 各課においては、それぞれ第5条から前条までに規定するところにより事務を分掌するほか、当該分掌事務に係る次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 一略一
(所管事務の決定)

第13条 所管の明らかでない事務については、教育長がそのつどこれを定める。

第14条～第16条 一略一

第4章 職制
(教育庁に置く職)

第17条 教育庁に教育次長を置く。
(課に置く職)

第18条 本庁の課に、課長及び課長補佐を置く。

- 2 本庁の課内室に、室長及び室長補佐を置く。
- 3 前2項に規定する職のほか、本庁の課又は課内室に必要な応じ次の職を置く。

主幹、副主幹、専門員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠する主査、管理主事、指導主事、社会教育主事、係長、主査、主任主査、社会教育主事補、文化財振興研究員、埋蔵文化財調査研究員、学校保健技師、主任主事、主任技師、主事、技師、体育主事、副主任、栄養士、行政技能員
(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
一略一	一略一
文化財振興研究員	上司の命を受けて文化財の振興研究業務に従事する。
一略一	一略一

第20条～第21条 一略一

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、山形県教育委員会事務局の組織及び職員の職の設置その他必要な事項を定めるものとする。

(事務局の名称)

第2条 山形県教育委員会事務局の名称は、山形県教育庁（以下「教育庁」という。）とする。

(教育庁の組織)

第3条 教育庁の内部組織を分けて、本庁及び教育事務所とする。

(臨時又は特別な事務)

第3条の2 教育委員会は、臨時又は特別な事務で、この規則で定める組織により処理することが適当でないと認めるときは、必要な組織を設け、又は職員を指定し、若しくは所要の地に駐在させて当該事務を処理させることがある。

第2章 本庁

(課及び係)

第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	係名
総務課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当
教職員課	行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当
文化財・生涯学習課	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当
義務教育課	経理担当、義務教育担当、企画担当、指導担当
高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当
福利課	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ育成担当
全国高校総体推進課	総務・企画担当、調整担当、競技・式典担当

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課名	課内室名
総務課	教職員室
文化財・生涯学習課	生涯学習振興室
義務教育課	特別支援教育室
高校教育課	高校改革推進室
スポーツ保健課	競技スポーツ推進室

(総務課の分掌事務)

第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の会議に関する事
- (2) 教育委員及び教育長の秘書に関する事
- (3) 教育委員会の行政組織に関する事
- (4) 教育委員会の褒（ほう）賞及び表彰に関する事
- (5) 職員（学校職員を除く。以下同じ。）の職制（学校職員に係るものを除く。）、定数、任用、服務、分限、懲戒及び研修（義務教育課及び高校教育課で所掌するものを除く。）に関する事
- (6) 職員の給与、退職手当、公務災害補償その他勤務条件に関する事

- (7) 県立学校の事務職員の研修に関すること
 - (8) 教育委員会所管の予算及び決算の総括に関すること
 - (9) 義務教育費の国庫負担に関すること
 - (10) 教育関係の公益法人及び公益信託に関すること（文化財・生涯学習課、福利課及びスポーツ保健課で所掌するものを除く。）
 - (11) 文書の收受及び発送に関すること
 - (12) 条例案、規則案その他重要文書の審査に関すること
 - (13) 公印（各課に関するものを除く。）の管守に関すること
 - (14) 庁内の管理に関すること
 - (15) 教育施策の総合企画及び調整に関すること
 - (16) 事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること
 - (17) 県議会との連絡に関すること
 - (18) 庁内各課及び教育事務所との連絡調整に関すること
 - (19) 広報及び広聴に関すること
 - (20) 教育行政に関する相談に関すること
 - (21) 調査及び統計に関すること
 - (22) 請願、陳情その他要望等の処理に関すること
 - (23) 地方交付税調査に関すること
 - (24) 教育委員会所管の教育財産の管理に関すること
 - (25) 県立学校施設の整備及び営繕に関すること
 - (26) 産業教育設備の整備に関すること
 - (27) 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の施設整備の指導及び国庫負担金に関すること
 - ~~(27) 公立学校の設置及び廃止に関すること~~
 - ~~(28) 公立学校の組織編制に関すること~~
 - ~~(29) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関すること~~
 - ~~(30) 学校経営管理の指導に関すること~~
 - ~~(31) 教育職員の免許及び検定に関すること~~
 - ~~(32) 指導が不適切な教員の認定及び研修に関すること~~
 - ~~(33) 山形県教職員健康審査会に関すること~~
 - ~~(34) 学校職員団体に関すること~~
 - ~~(35) 教員の海外派遣に関すること~~
 - (28) 教職員課、文化財・生涯学習課、義務教育課及び高校教育課の庶務に関すること
 - (29) 法第1条の3に規定する大綱に関すること
 - (30) 法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること
 - (31) 他課の所管に属しない事項に関すること
- ~~2 総務課の分掌事務のうち、前項第5号及び第6号に掲げる事務（学校職員に係るものに限る。）並びに同項第27号から第35号までに掲げる事務は、教職員室で所掌する。~~
（教職員課の分掌事務）

第6条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校職員の定数、任用、服務、分限及び懲戒に関すること
- (2) 学校職員の給与、退職手当、公務災害補償その他勤務条件に関すること
- (3) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員の研修に関すること
- (4) 公立学校の設置及び廃止に関すること
- (5) 公立学校の組織編制に関すること
- (6) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関すること
- (7) 学校経営管理の指導に関すること
- (8) 教育職員の免許及び検定に関すること
- (9) 指導が不適切な教員の認定及び研修に関すること
- (10) 山形県教職員健康審査会に関すること
- (11) 学校職員団体に関すること

(12) 教員の海外派遣に関すること

(文化財・生涯学習課の分掌事務)

第7条 文化財・生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「山形の宝」育成に関すること
- (2) 文化財に関すること
- (3) 銃砲刀剣類の登録に関すること
- (4) 県立うきたむ風土記の丘考古資料館の管理に関すること
- (5) 博物館の運営指導に関すること
- (6) 県立博物館に関すること
- (7) 文化関係及び博物館関係の公益法人及び公益信託に関すること
- (8) 生涯学習に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- (9) 社会教育の振興に関すること
- (10) 社会教育委員に関すること
- (11) 社会教育主事の資格認定に関すること
- (12) 青少年団体、婦人団体等社会教育団体の育成に関すること
- (13) 公民館、図書館、生涯学習センター、文化会館その他生涯学習施設の運営指導に関すること
- (14) 視聴覚教育に関すること
- (15) 社会教育指導者等の研修に関すること
- (16) ユネスコ活動に関すること
- (17) 社会教育関係の公益法人及び公益信託に関すること
- (18) 県立図書館及び県青少年教育施設に関すること
- (19) 県生涯学習センターの管理に関すること

(義務教育課の分掌事務)

第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること（高校教育課で所掌するものを除く。）
 - (2) 学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること（高校教育課で所掌するものを除く。）
 - (3) 教員の研修に関すること（教職員課及び高校教育課で所掌するものを除く。）
 - (4) 教科用図書の採択及び給与に関すること（高校教育課で所掌するものを除く。）
 - (5) 障がい児（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条並びに第81条第2項各号及び第3項に規定する者で同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学するもの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第2条に規定する者を含む。）をいう。）の就学指導に関すること
 - (6) 幼児教育に関すること
 - (7) 義務教育諸学校の読書教育に関すること
 - (8) 特別支援教育に関すること
- 2 義務教育課の事務分掌のうち、前項第5号及び第8号に掲げる事務は特別支援教育室で所掌する。

(高校教育課の分掌事務)

第9条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立高等学校及び県立中学校の教育課程の編成に関すること
 - (2) 県立高等学校及び県立中学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること
 - (3) 県立高等学校及び県立中学校の教員の研修に関すること（教職員課で所掌するものを除く。）
 - (4) 県立高等学校及び県立中学校の教科用図書の採択及び給与に関すること
 - (5) 県立高等学校及び県立中学校の通学区域に関すること
 - (6) 県立高等学校及び県立中学校の入学者の選抜並びに高等学校卒業程度認定試験に関すること
 - (7) 産業教育審議会に関すること
 - (8) 県立高等学校整備計画に関すること
 - (9) 山形県教育センター及び山形県視聴覚センターに関すること
 - (10) 高校生の文化活動の支援に関すること
 - (11) 県スポーツ及び芸術奨学金及び県高等学校奨学金に関すること
- 2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号に掲げる事務は、高校改革推進室で所掌する。

(福利課の分掌事務)

第10条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員及び学校職員の福利厚生に関する事
 - (2) 公立学校共済組合に関する事
 - (3) 教職員互助会に関する事
 - (4) 恩給に関する事
 - (5) 職員及び学校職員の児童手当に関する事
 - (6) 福利厚生関係の公益法人及び公益信託に関する事
- (スポーツ保健課の分掌事務)

第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校体育に関する事
 - (2) 社会体育に関する事
 - (3) 体育関係及び学校保健関係の職員並びに体育指導者の研修に関する事
 - (4) 体育施設の整備指導に関する事
 - (5) 県体育施設の管理に関する事
 - (6) 体育指導団体及び学校保健団体に関する事
 - (7) 競技スポーツの強化に関する事
 - (8) 学校保健及び学校安全の指導に関する事
 - (9) 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事
 - (10) 学校給食に関する事
 - (11) 食育の推進に関する事
 - (12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事
 - (13) スポーツ推進審議会に関する事
 - (14) 体育関係及び学校保健関係の公益法人及び公益信託に関する事
 - (15) ~~蔵王坊平トレニングセンターに関する事~~
- 2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7号に掲げる事務は競技スポーツ推進室で所掌する。

(全国高校総体推進課の分掌事務)

第11条の2 全国高校総体推進課の分掌事務は、平成29年度全国高等学校総合体育大会に関する事とする。

(各課共通の事務)

第12条 各課においては、それぞれ前8条に規定するところにより事務を分掌するほか、当該分掌事務に係る次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市町村の教育に関する事務について、必要な指導、助言又は援助を行うこと
- (2) 市町村に対する是正の要求、勧告及び指示に関する事
- (3) 財産及び物品の取得並びに管理に関する事
- (4) 位勲、褒(ほう)章及び表彰に関する事

(所管事務の決定)

第13条 所管の明らかでない事務については、教育長がそのつどこれを定める。

第3章 教育事務所

(教育事務所)

第14条 教育に関する事務を分掌させるため、教育事務所を置く。

2 教育事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
村山教育事務所	寒河江市	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡、西村山郡、北村山郡
最上教育事務所	新庄市	新庄市、最上郡
置賜教育事務所	長井市	米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡、西置賜郡
庄内教育事務所	東田川郡三川町	鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡

(課及び係)

第15条 教育事務所に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	係名
総務課	総務係又は総務行政係
指導課	
社会教育課	

(課の所掌事務)

第16条 教育事務所の各課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務課

- イ 公印の管守に関する事
- ロ 文書及び物件の收受、発送及び保管に関する事
- ハ 職員の給与及び人事に関する事
- ニ 学校職員（県立学校職員を除く。以下同じ。）の給与、旅費及び人事に関する事
- ホ 調査、統計及び広報に関する事
- ヘ 教育職員の免許に関する事
- ト 国庫補助、負担金及び県費助成（他課の所管に属するものを除く。）に関する事
- チ 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の管理、運営に関する事
- リ 所中管理に関する事
- ヌ 他課の所管に属しない事項に関する事

(2) 指導課

- イ 学校教育に関する事
- ロ 学校保健及び学校安全に関する事
- ハ 学校給食に関する事
- ニ 学校職員の健康管理及び福利厚生に関する事
- ホ 幼児教育に関する事
- ヘ 体育保健関係団体に関する事

(3) 社会教育課

- イ 社会教育に関する事
- ロ 社会体育に関する事
- ハ 文化財に関する事（埋蔵文化財の調査を除く。）
- ニ 社会教育関係団体及び社会体育関係団体に関する事

(準用)

第16条の2 第12条（第1号の事務に係る部分に限る。）の規定は、教育事務所の各課について準用する。

第4章 職制

(教育庁に置く職)

第17条 教育庁に教育次長を置く。

(課に置く職)

第18条 本庁の課に、課長及び課長補佐を置く。

2 本庁の課内室に、室長及び室長補佐を置く。

3 前2項に規定する職のほか、本庁の課又は課内室に必要な応じ次の職を置く。

主幹、副主幹、専門員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠する主査、管理主事、指導主事、社会教育主事、係長、主査、主任主査、社会教育主事補、文化財振興研究員、埋蔵文化財調査研究員、学校保健技師、主任主事、主任技師、主事、技師、体育主事、副主任、栄養士、行政技能員

(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
課長	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

室長	上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
主幹	上司の命を受けて課又は室の特定事項に関する事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。
課長補佐	課長又は主幹を補佐し、課の事務を整理し、担当事務を有する場合にあっては担当事務を処理する。
室長補佐	室長を補佐し、室の事務を整理し、担当事務を有する場合にあっては担当事務を処理する。
専門員	担当事務について課長等を補佐し、特定事項を処理する。
主任管理主事	上司の命を受けて管理主事の業務を総括し、担当事務を処理する。
主任指導主事	上司の命を受けて指導主事の業務を総括し、担当事務を処理する。
主任社会教育主事	上司の命を受けて社会教育主事の業務を総括し、担当事務を処理する。
業務名を冠する主査 管理主事	担当事務について課長等を補佐し、担当事務を処理する。 上司の命を受けて公立学校の組織、学級編成、学校職員の人事その他学校経営の指導事務に従事する。
係長	上司の命を受けて係の事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
文化財振興研究員	上司の命を受けて文化財の振興研究業務に従事する。
埋蔵文化財調査研究員	上司の命を受けて埋蔵文化財の調査研究業務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
主任技師	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする技術に従事する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。
技師	上司の命を受けて技術に従事する。
体育主事	上司の命を受けて体育及びスポーツに関する業務に従事する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。
栄養士	上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。
行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。

(教育事務所に置く職)

第20条 教育事務所に、所長、副所長、課長、係長、指導主事、社会教育主事を置く。

2 前項に規定する職のほか、教育事務所に必要に応じ次の職を置く。

主幹、課長補佐、専門員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠する主査、管理主事、社会体育主事、主査、主任主査、主任主事、主事、副主任、社会教育主事補、行政技能員
(職務)

第21条 前条に規定する職の職務は、第19条に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

職	職務
所長	上司の命を受けて事務所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
副所長	所長を補佐し、事務所の事務を整理する。
社会体育主事	上司の命を受けて社会体育業務に従事する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

—略—

附 則 (平成29年4月1日教委規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。